

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行								
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の十五まで（現行のとおり） （削減義務率）</p> <p>第四条の十六（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの第二期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の十八の二まで（略） （削減義務率）</p> <p>第四条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの第二期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="282 858 925 922">事業所の種類</th> <th data-bbox="925 858 1115 922">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 922 925 1335"> <p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>ア 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。）第五条第一項第一号ア</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号イ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率</p> </td> <td data-bbox="925 922 1115 1335"> <p>（現行のとおり）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業所の種類	割合	<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>ア 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。）第五条第一項第一号ア</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号イ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 858 1809 922">事業所の種類</th> <th data-bbox="1809 858 2004 922">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 922 1809 1335"> <p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>ア 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。）第五条第二項第一号ア</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号イ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率</p> </td> <td data-bbox="1809 922 2004 1335"> <p>（略）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業所の種類	割合	<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>ア 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。）第五条第二項第一号ア</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号イ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率</p>	<p>（略）</p>
事業所の種類	割合								
<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>ア 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。）第五条第一項第一号ア</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号イ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率</p>	<p>（現行のとおり）</p>								
事業所の種類	割合								
<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>ア 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。）第五条第二項第一号ア</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号イ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率</p>	<p>（略）</p>								

が十パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。)	
二 (現行のとおり)	(現行のとおり)

第四条の十七から第四条の十八の二まで (現行のとおり)

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第四条の十九 (現行のとおり)

2 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所における状況の変更は、当該熱供給事業所の知事が別に定める熱~~こと~~の供給する先の建物又は施設の床面積の合計(以下この条において「熱供給先面積」という。)が増加し、又は減少した面積が、当該特定地球温暖化対策事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の百分の六以上となる変更とする。

3から7まで (現行のとおり)

第四条の二十から第六十八条まで (現行のとおり)

(音響機器等の使用制限の特例)

第六十九条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 人の居住の用に供されている建物、病院及び診療所の敷地の境界線から五十メートル(人の居住の用に供されている建物、病院及び診療所が商業地域に所在する場合にあつては、二十

が十パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。)	
二 (略)	(略)

第四条の十七から第四条の十八の二まで (略)

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第四条の十九 (略)

2 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所における状況の変更は、当該熱供給事業所の知事が別に定める熱~~こと~~の供給する先の建物等の床面積の合計(以下この条において「熱供給先面積」という。)が増加し、又は減少した面積が、当該特定地球温暖化対策事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の百分の六以上となる変更とする。

3から7まで (略)

第四条の二十から第八十三条まで (略)

(音響機器等の使用制限の特例)

第六十九条 (略)

一 (略)

二 人の居住の用に供されている建物、病院及び診療所の敷地の境界線から五十メートル(人の居住の用に供されている建物等が商業地域に所在する場合にあつては、二十メートル)以上離

メートル)以上離れた場所

第七十条から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第十三まで (現行のとおり)

別表第十四 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

付表

工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域を除く区域

一から五まで

六 老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホームをいう。)

七 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)

別表第十五から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第一号様式の十二まで (現行のとおり)

れた場所

第七十条から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第十三まで (略)

別表第十四 (略)

一 (略)

二 (略)

付表

工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域を除く区域

一から五まで (略)

六 老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホームをいう。)

別表第十五から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第一号様式の十二まで (略)

別記第十七号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

その二 (現行のとおり)

別紙一から別紙十二まで (現行のとおり)

第16号様式(第41条関係) その1

設置 届出書
変更

東京 都 知 事 殿

年 月 日

住所
氏 名
(個人にあっては姓附、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

都民の健康と安全を確保する関係に関する条例 第89条 の規定により、関係書類を添えて、
次のとおり届け出ます。

既設番号等	変更事由	1 の種類	2 方法	3 構造又は配置	4 防止の方法
指定作業場の名称	指定作業場 作業の種別・施設の種別・施設の構造又は配置				
指定作業場の所在地	指定作業場の所在地				
指定作業場の種別	指定作業場の種別				
地 域 等	用途地域等 用水地帯等 水				
自動車の出入口が 設けられる道路の幅員	50メートル以内の学校・園児が出入りする道路・交差点・歩道・自転車歩行者道等と並行する道路幅員				
作業時間	時から	時	時	時まで(時間)	
工事着工予定	年 月 日	年 月 日	工事完成予定	年 月 日	年 月 日
従業員数 (常用雇用者数)	(人)	人	既 止 予 定	年 月 日	年 月 日
連絡先氏名	所属		電話番号	電子メール	
送付先					

備考 1 次の欄には、記入しないこと。
2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 変更理由として使用するときは、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある事項のみ記入すること(併行する別紙についても同じ。)
4 「指定作業場の種別」の欄には、条例第89条2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
5 「用途地帯」の欄には都計計画法第8条第1項第1号に規定する用途地帯のうち該当するものを各別紙別表第7、4の部の付表の水環相区分の欄に掲げる水環を記入すること。
6 「影響所」は、患者の収容施設を有するものに限る。

(日本工業規格JIS A 4 第4条)

別記第十七号様式から第三十九号様式まで (略)

その二 (略)

別紙一から別紙十二まで (略)

第16号様式(第41条関係) その1

設置 届出書
変更

東京 都 知 事 殿

年 月 日

住所
氏 名
(個人にあっては姓附、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

都民の健康と安全を確保する関係に関する条例 第89条 の規定により、関係書類を添えて、
次のとおり届け出ます。

既設番号等	変更事由	1 の種類	2 方法	3 構造又は配置	4 防止の方法
指定作業場の名称	指定作業場 作業の種別・施設の種別・施設の構造又は配置				
指定作業場の所在地	指定作業場の所在地				
指定作業場の種別	指定作業場の種別				
地 域 等	用途地帯等 用水地帯等 水				
自動車の出入口が 設けられる道路の幅員	50メートル以内の学校・園児が出入りする道路・交差点・歩道・自転車歩行者道等と並行する道路幅員				
作業時間	時から	時	時	時まで(時間)	
工事着工予定	年 月 日	年 月 日	工事完成予定	年 月 日	年 月 日
従業員数 (常用雇用者数)	(人)	人	既 止 予 定	年 月 日	年 月 日
連絡先氏名	所属		電話番号	電子メール	
送付先					

備考 1 次の欄には、記入しないこと。
2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 変更理由として使用するときは、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある事項のみ記入すること(併行する別紙についても同じ。)
4 「指定作業場の種別」の欄には、条例第89条2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
5 「用途地帯」の欄には都計計画法第8条第1項第1号に規定する用途地帯のうち該当するものを各別紙別表第7、4の部の付表の水環相区分の欄に掲げる水環を記入すること。
6 「影響所」は、患者の収容施設を有するものに限る。

(日本工業規格JIS A 4 第4条)